

# 議 事 録

## 令和元年度四万十町農業委員会 8 月総会

日 時	令和元年 8 月 28 日 (木) 午後 2 時 00 分 開議	
場 所	四万十町役場 東庁舎 多目的大ホール	
日 程		
第 1	指定第 9 号	会期の決定について
第 2	指定第 10 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 10 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
第 4	報告第 11 号	非農地証明事務処理報告
第 5	議案第 22 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 6	議案第 23 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 7		その他

### 〔出席委員〕

- |            |           |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章   | 2. 掛水 誠幸  | 3. 廣井 栄治  | 4. 小野 重明  | 5. 濱田 誠   |
| 6. 下元 誠一郎  | 7. 浜田 大彰  | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一  | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 欠席    | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮  |
| 16. 竹内 純   | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一  |           |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一  | 26. 欠席    | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男  | 31. 欠席    | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力   | 36. 上野 渡  | 37. 田村 守  | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

### 〔欠席委員〕

- 13 伊東 智江 26 甲把 雄 31 猪野 啓一

### 〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長        それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 8 月総会を開催いたします。  
ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長            皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきまして、ご苦労様でございます。  
まずは、先日の台風 10 号直撃が免れたということですが、先日の役員会でもお聞きしましたが、興津のミョウガのハウスとかが飛んだり、本体までいったりとかお聞きしました。常設審議委員会でお聞きすると、かなり県下では東部の方が被害を受けたということのようです。全体では 1 億円ぐらいの被害のようです。1 日も早い復旧復興を望むところですが、ただですね、秋雨前線の影響でずっとこういう天気が続くようです、農作物に今からも影響を及ぼすのではないかと心配をしているところです。それから、先日の常設審議委員会の中で、10 月末あたりを目途に皆さんご承知の通り尾崎政権最後になるわけですが、尾崎知事に対して意見の提出を行うことが決定しました。農業委員会の方にも意見を挙げてくれということでもだきておりませんが、要請をしますので、ぜひ、来月の総会で皆さんのご意見をお聞きしたいなと考えておりますので、その節はよろしくお祈いします。それから、昨日は JA の理事会がありまして、今農家の皆さんの中では一番危惧しております、農家の労働力の不足についてのことなのですが、来年度になるとは思うのですが、安芸管内で高知県 JA が外国人を雇用してそこで安芸管内の集出荷場で仕事をしてもらおうと、その中で期間的に忙しい時期に農家に行ってもらって仕事をしてもらおうというようなことをやってみるそうです。東出さんも外国人を雇用して色々な意味で経費がかかっているとお聞きしています。そういう形でやってみて農家に対しての負担がどうなのか出てくるとお思いますので、皆さんには情報としてお伝えしたいなと思います。以上 3 点を報告して挨拶とさせていただきます。

会長            それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 8 月総会を開会いたします。  
総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

議長            それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 2 番掛水誠幸委員にお願いします。

2 番            四万十町農業委員会憲章の発声

委員            ～朗読～

議長            ありがとうございます。ご着席下さい。  
本日の会議に、13 番 伊東智江委員、26 番 甲把雄委員、31 番 猪野啓一委員、32 番山本奨一委員が少し遅れてくるということですが、後の方は欠席の届け出ております。

議長            次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 18 名、推進委員 17 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、

本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 9 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 8 月総会の会期は、令和元年 8 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

次に、日程第 2、指定第 10 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 3 番、廣井栄治委員と、35 番、山崎力委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第 3、報告第 10 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてご報告いたします。

ページは 3 ページです。件数は、2 件になります。うち、窪川地域 1 件、西部地域 1 件です。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号 1 について説明します。

土地の所在、若井川字鳥越、929 番 1、地目、畑、面積、404 m<sup>2</sup>です。届出日、令和元年 8 月 9 日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しない、となっております。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして西部からです。番号 2 について説明します。土地の所在、十川字カミ田 1093 番 3、地目、畑、面積 176 m<sup>2</sup>です。届出日、令和元年 6 月 27 日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 10 号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第 10 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4、報告第 11 号「非農地証明事務処理報告」についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 11 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報

告いたします。議案書は4ページをご覧ください。今月は全部で3件となっております。1番からご説明させていただきます。

添付資料は1ページから3ページです。口神ノ川字足川334番イ、地目、畑、面積、829㎡、同じく335番、地目、畑、面積、238㎡です。申請地は、平成20年頃から耕作しておらず、現在は原野の状況になっております。担当委員、職員で現地確認し四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地であると認め、令和元年7月29日非農地証明を発行しております。

続きまして、2番です。添付資料は4ページから6ページです。大向字松ノ下198番1、地目、田、面積、66㎡、他3筆あり合計4筆で、面積は334㎡です。申請地は、昭和47年月日不詳より住宅を建築し現在に至っております。担当委員、職員で現地を確認し証明基準のエ、人為的に転用した土地で、すでに20年以上経過した土地と認め、令和元年8月9日非農地証明を発行しております。続きまして西部からです。

西部からです。番号3番、添付資料は7ページから8ページをご覧ください。土地の所在地は、大正北ノ川字シモ谷口162番4の1筆、地目は畑、面積は90㎡です。申請地は、昭和58年に居宅が利用する物置を建築し、現在に至っている状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和元年8月8日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部からは以上です。

議長 報告第11号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第11号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第22号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。ページは5ページになります。件数は、西部地域の2件になります。譲受人・譲渡人の氏名住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は9ページからになります。それでは、番号1について説明します。申請地の位置図等は添付資料の9ページと10ページをご覧ください。

土地の所在地、野々川字カラ谷456番28、地目、畑、面積、653㎡です。以下、5筆あり合計6筆で、面積が4,688㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、父親からの贈与となっており、譲渡理由は、高齢のため贈与になります。下限面積は達成しています。申請地では、水稻や茶、野菜を耕作する予定です。

続きまして、番号2について説明させていただきます。申請地の位置図等は、添付資料の11ページをご覧ください。土地の所在地、小野字ヘンロクヨヲ774番、地目、田、面積、619㎡の1筆です。権利事由は、所有権移転の売買になります。

譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、高齢化による経営規模縮小。下限面積は達成しています。申請地は現況畑のような状態になっており、柚子の木を植える予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第22号について事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番から順番に担当委員の補足説明をお願いします。はい、34番宮谷和夫委員。

34番 先日、自宅にお伺いして聞いてきました。農地の確認及び年間従事日数の確認もしております。高齢化によって親から子供に対し、贈与による所有権移転です。特に問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号2番。はい、14番武内道則委員。

14番 現況は田であること、また周辺農地に悪影響を与えないことを確認しています。双方の方に確認しましたところ、高齢のため維持できない田んぼがあったのですが、譲受人の自宅のすぐ近くの田んぼでして、耕作放棄地になりかねない、譲受人の方も困るので買って欲しくないかということで、田んぼとしては使えないのですが、柚子とか植えたら維持管理ができるので、買わないことはないと言った契約に至ったそうです。双方が納得した売買契約ですので問題ないと思います。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。  
議案第22号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。  
議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第22号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい

て」ご説明いたします。議案書につきましては6ページです。今月は1件となっております。番号1について説明いたします。申請地につきましては1筆。本堂字下山ノ下846番2、地目、田、面積、451㎡の農地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。借受人、貸付人は記載のとおりとなっております。転用目的につきましては、一般住宅の建築でございます。転用理由につきましては、現在県外に住んでいますが本町に移住を考えており叔母の自宅の隣に自己住宅の建築を計画しているものです。農地区分なりますが、申請地は10ヘクタール以上の農地の広がりがある農地の周辺部でありまして、第1種農地と判断をしております。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第1項第4号の住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住するものの日常生活上、また業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当いたしますので、第1種農地であっても例外的に許可することができるかと判断しているところです。転用計画につきましては、14ページの土地利用計画図に示している形で住宅、車庫などを整備する計画となっております。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側は同意ありの田、南側は墓地と山林、北側は県道を挟んで雑種地となっております。土地の造成につきましては、現状のまま整地し砂利敷きの計画となっております。進入計画につきましては、北側の県道から進入を計画しております。排水計画につきましては、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し既存の敷地内の水路に排水し、県道側溝へ。雨水につきましては、浄化槽の排水と合流させ排水する計画となっております。資金計画につきましては、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しております。以上です。

議長 議案第23号について事務局の説明が終わりました。それでは番号1番から担当委員の補足説明をお願いします。、はい、事務局。

事務局 猪野啓一委員の方が、本日欠席のため先日確認してきたことについて報告がありましたのでここで報告いたします。申請に係る用途に主体なく供することの確実性ですが、許可あり次第着手するとのこと。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の面積で問題は特にないということです。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の同意もあり、また排水についても特に問題ないとのこと。貸付人につきましては、親戚関係にありまして、建築後は借受人の父と移住するという計画となっているということでございます。以上の結果番号1番については特に問題ないということでございました。以上です。

(32番 山本(奨)委員 入室、着席)

議長 補足説明が終わりました。  
議案第23号について質疑を許します。質疑はありますか。

議長 質問何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。  
議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 その他の件について議題とします。  
事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さん何かありませんか。  
なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 8 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 00 分